

新聞購読料の改定条項に関する 新聞社への申し入れ活動

認定NPO法人ひょうご消費者ネット 弁護士 大永 祐希

申入れの経緯

近年、新聞購読料が相次いで改定されました。2019年1月に読売新聞社が朝夕刊セットの月極購読料を4037円から4400円に増額したのを皮切りに、朝日新聞社、毎日新聞社、神戸新聞社も新聞購読料を改定しました。

各新聞社の購読申込契約書には、「購読料の改定が行われた場合は新購読料とさせていただきます」との契約条項（以下、「本件契約条項」といいます。）が含まれていました。このような契約条項は、その文言上、購読料の値上げに際し、購読者（消費者）の個別の同意をとることなく当然に値上げ後の購読料を請求し、しかも、購読料の値上げを承服できない購読者が、新聞購読契約を解約することも認めないという非常に問題のあるものでした。そこで、ひょうご消費者ネットでは、まずは既に購読料の値上げを実施していた読売新聞社に対して、本件契約条項を契約書面から削除するよう申し入れを行いました。その後、朝日新聞社、毎日新聞社、神戸新聞社も購読料改定の報道がなされたため、実際に購読料が改定される前に、同様の申し入れを行いました。

検討段階では、新聞社、販売業者のいずれに対して申し入れを行うべきかについても問題となりました。購読者は、新聞社と直接購読契約を結ぶわけではなく、販売業者との間で、本件契約条項を含む新聞購読契約を結んでいるからです。しかし、販売業者が使用する契約書面は新聞社が作成し、販売業者に提供しているものであるため、新聞社本体に対して申し入れを行うこととしました。

各新聞社との交渉の経緯

各新聞社に対する申し入れにおいては、本件契約条項が、消費者契約法10条に規定する信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項に該当し無効であるため、本件契約条項を契約書面から削除することなどを求めました。

これに対し、各新聞社からは、本件契約条項は消費者契約法10条には該当しないと反論がなされた一方で、新聞購読料の改定に際しては、購読者に対して丁寧に説明を行い、購読料改定について理解と同意を得られるよう努めている旨の回答がありました。

当該回答部分について詳しく確認するため、読売新聞社、神戸新聞社、毎日新聞社との間で面談を実施しました。そして、面談の結果、神戸新聞社、毎日新聞社が、販売業者に対して購読料の改定について購読者の理解と同意を得よう要望し、また、購読者の解約を不当に制限することのないよう要望しているという事実を確認しました。そこで、神戸新聞社及び毎日新聞社に対して、面談結果を踏まえた再申し入れを行い、面談結果と同内容の回答書を受領しました。なお、朝日新聞社との間では、面談は実現しませんでした。書面での回答について承諾を頂き、ひょうご消費者ネットからの再申し入れに対して、神戸新聞社及び毎日新聞社と同様の回答書を受領しました。

神戸新聞社及び毎日新聞社との交渉終了

神戸新聞社及び毎日新聞社からの回答書を受け、本件契約条項の運用にあたって、消費者利益の保護に向けた一定の措置がとられているものと判断し、交渉をいったん終了することとしました。読売新聞社からも、同様の回答書が得られるよう、今後も活動を継続していく予定です。なお、各新聞社に対する申し入れや回答書は、ひょうご消費者ネットのWebページ※に掲載しておりますので、ご参照いただければ幸いです。

※ <https://www.hyogo-c-net.com/overture>